

# 自己株式（金庫株）の 処分等の方法の一覧

制度調査部  
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 38

## 【要約】

「会社法」が、今年5月1日に施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

自己株式の処分等の方法についても、若干の変更があった。

ここでは、会社法における自己株式の処分等の方法の一覧の提示を試みる。

## < 自己株式（金庫株）の処分等の一覧 >

会社法の下では、保有する自己株式（金庫株）の処分等の方法は、概ね次の通りである（注1）（注2）。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 売却処分            | 会社法上、新株発行手続と同様の規制を受ける（例えば、公告が必要、有利発行規制に準じた規制を受ける等）（注3）。<br>【会社法 199 条以下】  |
| 代用自己株式          | 合併、株式交換、会社分割において新株の代わりに与えることができる。<br>【会社法 749 条 1 項 2 号イ、768 条 1 項 2 号イ、758 条 1 項 4 号イ】   |
| 新株予約権の行使時の移転    | 新株予約権が行使された際に、保有する自己株式（金庫株）を移転することができる。<br>【会社法 2 条 21 号】   |
| 単元未満株式の買増制度への対応 | 定款で単元未満株式の買増制度を採用した会社では、その制度に対応するため、保有する自己株式（金庫株）を移転することができる。（注4）<br>【会社法 194 条 3 項】  |
| 取得請求権付株式の取得の対価  | 取得請求権が行使され、取得請求権付株式を取得する際に、その対価として保有する自己株式（金庫株）を移転することができる（注5）。<br>なお、「取得請求権付株式」とは、会社に対して株主がその有する株式の取得を請求することができること（取得請求権）がその株式の内容として定められた株式のことである。<br>【会社法 2 条 18 号、108 条】 |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <b>取得条項付株式・取得条項付新株予約権の取得の対価</b> | <p>取得条項が発動し、取得条項付株式や取得条項付新株予約権を取得する際に、その対価として保有する自己株式（金庫株）を移転することができる（注6）。</p> <p>なお、「取得条項付株式」とは、一定の事由が生じた場合には、会社がその株式を強制的に取得できることがその株式の内容として定められた株式のことである。</p> <p>また、「取得条項付新株予約権」とは、一定の事由が生じた場合には、会社がその新株予約権を強制的に取得できることがその新株予約権の内容として定められた新株予約権のことである。</p> <p style="text-align: right;">【会社法 2 条 19 号、108 条、236 条 1 項 7 号、273 条】</p> |
| <b>全部取得条項付種類株式の取得の対価</b>        | <p>全部取得条項が発動し、全部取得条項付種類株式を取得する際に、その対価として保有する自己株式（金庫株）を移転することができる。</p> <p>なお、「全部取得条項付種類株式」とは、種類株式発行会社において、特定の種類の株式の全部を株主総会の特別決議によって取得できることがその株式の内容として定められた株式のことである（注7）。</p> <p style="text-align: right;">【会社法 108 条 1 項 7 号、171 条】</p>  |
| <b>株式無償割当てに利用</b>               | <p>株式無償割当てに、自己株式（金庫株）を利用することができる（注8）（注9）。</p> <p>「株式無償割当て」とは、例えば、優先株式を保有している株主に新たな払い込みをさせないで、株式数に応じて平等に普通株式を割り当てることなどを可能にするために整備された制度といえる。</p> <p style="text-align: right;">【会社法 185 条】</p>  |
| <b>消 却</b>                      | <p>保有する自己株式（金庫株）は、取締役会の決議で消却可能である。</p> <p style="text-align: right;">【会社法 178 条】</p>  |

（注1）相澤哲（法務省大臣官房参事官）他編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」（商事法務、2006年）の211ページ参照。

（注2）次のレポート参照。  
・「会社法と自己株式の処分Q & A」（堀内勇世、2005.8.29作成）

（注3）証券取引法の開示関連では、「売出し」として、規制がかかることがある。この点については、「企業内容等開示ガイドライン（平成18年5月）」の「A 基本ガイドライン」の「2-3」には、次の通り記載されている（執筆時点の金融庁HP〔<http://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/index.html>〕より）。

会社が会社法第199条の規定により自己の株式を処分する場合で、均一の条件で、50名以上の者を相手方として売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行うときは「有価証券の売出し」に該当することに留意する。

（注4）単元未満株式の買増制度は、「単元未満株主の売渡請求」などと呼ばれることがある。

(注5) 種類株式発行会社でない場合には、取得請求権付株式の取得の対価として、その会社の株式を用いることはできないことに注意。相澤哲（法務省大臣官房参事官）他編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」（商事法務、2006年）の71ページ参照。なお、種類株式発行会社については、「（注7）」参照。

(注6) 種類株式発行会社でない場合には、取得条項付株式の取得の対価として、その会社の株式を用いることはできないことに注意。相澤哲（法務省大臣官房参事官）他編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」（商事法務、2006年）の77ページ参照。なお、種類株式発行会社については、「（注7）」参照。

(注7) 種類株式発行会社とは、会社法108条1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する株式会社のことである（会社法2条13号）。「この場合の『株式を発行する』とは、2以上の種類の株式について定款に定めを設けていることをいい、2以上の種類の株式実際に発行していることを意味するものでない」とされている〔相澤哲（法務省大臣官房参事官）他編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」（商事法務、2006年）の50ページより引用。〕。

(注8) 相澤哲（法務省大臣官房参事官）他編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」（商事法務、2006年）の192ページ参照。

(注9) 「株式無償割当て」については、次のレポート参照。

- ・「新生『会社法』の気になる用語Q & A(2) ~ 『無償割当』、『募集株式』、『株券発行会社』~」（横山淳、2005.7.29作成）
- ・「株式無償割当てと株式の分割の対比」（堀内勇世、2005.8.29作成）